

令和2年度 名古屋市インバウンド向け名古屋観光PR動画制作業務委託  
仕様書

1. 目的

新型コロナウイルス感染症が収束し、観光渡航が再開された際、名古屋を旅の目的地として選んでいただくため、観光旅行の復活が早いと期待されているアジア地域（台湾・タイ・ベトナム等）をターゲットに、アフターコロナを見据えた名古屋へ行きたくなる旅を疑似体験できる動画を制作し、海外に情報発信することにより、当地域へのインバウンドのV字回復を狙うものである。

2. 委託期間

契約締結日から令和3年3月19日

3. 委託業務内容

- (1) SNSで配信するためのインバウンド向け名古屋観光PR動画制作業務
- ①新しい生活様式を取り入れた名古屋の旅をイメージするテーマ別の体験動画（ショートムービー）を制作する
  - ②動画は、YouTubeで、配信することを前提に制作する。また、ターゲット市場の外国人をキャストとして活用し、ダイバーシティに配慮し、特定の国籍の出演者に偏らないようにすること
  - ③①に掲げる業務に関する事務打ち合わせ、外国人の意見収集等、撮影に伴う関係団体等との調整を実施すること
  - ④制作した動画は、(公財)名古屋観光コンベンションビューロー（以下「ビューロー」と称す）のYouTube(@nagoyainfoncvb)に格納し、対象市場向けに拡散を行うこと

(2) 映像の仕様

- ①上記1 目的を達成する動画を企画し制作すること
- ②撮影手法

訪日外国人目線による情報発信となるよう、外国人クリエーターの活用又は、複数の訪日外国人目線を担保する方法（撮影に関する会議など等）を提案すること

③制作本数

次のテーマの動画を各1本、合計で4本

（歴史・伝統文化体験、食の魅力体験、名古屋のナイトタイム体験、ダイジェスト版）

④長さ

各動画1分程度、但しダイジェスト版は2分程度とすること

⑤出演者

多様性を考え、2名以上（2か国（地域含む））の出演を提案すること

⑥動画ごとに、映像に調和する効果的なBGMや効果音を付けること

⑦動画の画角は16:9とし、フルハイビジョン品質以上とすること

### （3）出演者、協力者等に関する交渉及び謝礼

- ①受託事業者は、出演者、協力者等に関する交渉を行い、謝礼等を支払う必要が有る場合は委託料の範囲で行うこと
- ②受託者は、出演者、協力者等の肖像権及び音楽の著作権等に関わる調整を行い、名古屋コンシェルジュ（ビューロー公式サイト）始め、YouTube 上での配信や、その他不特定多数の者が二次利用することの同意を得るとともに、料金等を支払う必要が有る場合は、委託料の範囲で行うこと

### （4）撮影

- ①被写体となる施設等への撮影の申し入れ、許可申請、撮影日のスケジュール調整、出演者等の手配及び利用許諾取得、その他撮影に付随するすべての必要な業務を実施すること。尚、撮影に伴う経費（施設入場料、交通費等）は、すべて委託料に含むこと
- ②撮影対象の特性等を考慮し、天候や光の当たり方等の諸条件が整った際に行うこと

## 4. 成果物

### ①本業務における成果物等

提出媒体 制作した映像は、You Tube (@nagoyainfoncvb) に格納すること。また、MP4 及び MOV 形式で DVD に保存し、2 枚提出すること

### ②本業務の実施状況報告書 2 部

## 5. 納品期日

撮影が完了したものから順次納品するなど、納期時期の詳細については、契約後、協議のうえ決定する

## 6. 委託予定金額

上限額 4,600,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

## 7. 委託契約期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 19 日

## 8. 留意事項

- （1）受託者は委託者と綿密に連絡を取りながら、委託業務を実施しなければならない
- （2）契約金額には、委託契約の履行に必要となる一切の経費を含む
- （3）本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合は、速やかに受託者及び委託者で協議して決定する
- （4）本受託業務によって知り得た情報及び個人情報、機密情報とされる企業情報をこの事業の目的外に使用しないこと。なお、委託期間終了後も同様とする

- (5) 委託業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は当局の責に帰すべきものを除き、すべて受託者の責任において対処すること
- (6) 業務体制
  - ①あらかじめ当局と調整したスケジュールで行うこと
  - ②制作作業に当たるディレクターを置くとともに、当該業務担当の業務従事者を確保すること。また、ディレクター及び業務従事者は、コンテンツを制作する上で映像、音声などの専門的な知識と技能を有すること。なお、ディレクターは委託業務を総括し、当局との調整を行うこと
- (7) 業務の再委託
  - 受託者は本業務を全て第三者に委託し、または請け負わせることができない。但し、あらかじめ当局の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる

## 9. その他

- (1) 本仕様書は委託内容の大要を示すものであり、軽微な事項または本書に記載のない事項であっても、ビューローが必要と認めた事項は契約の範囲内で実施すること
- (2) その他委託内容について疑義が生じたときは、ビューローと協議のうえ、その指示に従うこと
- (3) 本業務の成果物に関する瑕疵の取扱いについては、受託者の瑕疵担保責任期間を契約満了後から1年とし、不具合等が発覚した場合は、速やかに、無償で是正すること
- (4) 成果物（クリッピングを除く）の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他一切の権利をビューローに無償で譲渡するものとし、ビューローは今後の観光事業において活用することとする

以上